

ヤブの刈払い・不要果樹の伐採 要望調査のお知らせ

ツキノワグマやイノシシなど野生鳥獣の市街地等への出没を抑制し、人身被害等の防止を図るため、自治会等が行う藪や雑木林を刈払い鳥獣緩衝帯とする事業や不要果樹の伐採（カキ・クリなど）の要望調査を実施します。

自治会又は個人で要望のある場合は、3月5日（木）までに下記へご連絡、もしくは二次元コードより申し込みください。ただし、**令和8年度の補助をお約束するものではありません。**



内容

◎藪の刈払い等（鳥獣緩衝帯の整備）

- ①対象者 自治会 ②補助上限 15万円
- ③要件 ※県の予算等により変更の可能性があります。
 - 土地所有者の同意があること
 - 3年以上継続して維持管理を行うことができる体制があるもの

◎庭先などの不要果樹の伐採

- ①対象者 自治会（3本まで）または個人（1本まで）申請は1回のみ
- ②補助金額 伐採処分に係る経費の3分の2以内（1本あたり上限2万円）
※県・市の予算等により変更の可能性がありますのでご了承ください。
- ③要件
 - 最寄りの住家から200m以内の範囲にあること
 - 伐採する不要果樹の所有者の同意があること
 - 令和8年9月末までに実施すること**※補助を受ける際には伐採する前に手続きが必要になります。**

←不要果樹の伐採及びヤブの刈払いの要望はこちら
または、下記問い合わせ先へ



不要果樹を伐採できる業者を募集します。

伐採できる業者について、市のHP等で紹介させていただきます。料金等もご紹介できると、市民の方が伐採に取り組みやすくなりますので、紹介して良い場合には、右記二次元コードやURL、または下記問い合わせ先までお申し込みください。



<https://logoform.jp/f/JSWqZ>

お問い合わせ先

村山市農林課農政係 0237-55-2111 内線254・253